

京都市消防局訓令乙第4号

各 部  
消 防 学 校  
各 消 防 署

京都市消防局統括監察員等設置規程の全部を次のように改正する。

平成25年8月30日

京都市消防局長 長谷川 純

### 京都市消防局監察規程

#### (趣旨)

第1条 この訓令は、消防職員の服務規律を確保し、公正かつ適正な職務の執行を確保するため、監察の体制その他監察に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (設置)

第2条 監察を実施するため、京都市消防局組織規則第5条第4項に規定する監察監（以下「監察監」という。）及び統括監察員のほか、消防局（以下「局」という。）に主席監察員、監察員及び専任監察員を、消防署（以下「署」という。）及び消防分署（以下「分署」という。）に監察員を置く。

2 前項の主席監察員、監察員及び専任監察員には、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 主席監察員 総務部人事課長

(2) 監察員 総務部庶務課長

予防部予防課長

安全救急部市民安全課長

警防部消防救助課長

消防学校教養課長

署副署長

分署長

(3) 専任監察員 総務部人事課に属する消防司令長及び消防司令の階級にある職員で、消防局長（以下「局長」という。）が指名する者

#### (職務)

第3条 統括監察員は、京都市事務分掌規則第2条第7項に規定する監察監（以下「京都市監察監」という。）と相互に密接な連携を保ち、情報の交換に努めるとともに、十分

な意思の疎通を図るよう努めなければならない。

- 2 統括監察員は、京都市職員の倫理の保持に関する条例第6条に規定する職員の倫理を監督する職員とする。
- 3 主席監察員は、統括監察員を補佐する。
- 4 監察員は、統括監察員又は上司の命を受け、それぞれの部、校、署及び分署の服務の状況について実情を把握し、服務規律が厳正に維持されるよう措置を講じるものとする。
- 5 専任監察員は、統括監察員又は主席監察員の指揮監督を受け、監察に関する事務に従事する。

(代理)

第4条 監察監に事故があるときは、統括監察員がその職務を代理し、統括監察員に事故があるときは、主席監察員がその職務を代理する。

(報告等)

第5条 監察員及び専任監察員は、第3条第4項及び第5項に規定する事務を処理するとき又は処理したときは、その結果を別に定めるところにより記録するとともに、主席監察員及び統括監察員に報告するものとする。

- 2 統括監察員は、前項による報告を受け、必要と認めるときは、監察監及び局長に報告するものとする。
- 3 統括監察員は、前項に掲げるもののうち、その内容が重大な事項であるときは、京都市監察監に連絡するものとする。

(補則)

第5条 この訓令において別に定めることとされている事項及びこの訓令の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成25年9月1日から施行する。

(消防局総務部人事課)